

( 住宅リフォーム )  
工事請負契約書

注文者 \_\_\_\_\_ 様 (以下「甲」という)と、  
請負者 株式会社 ケンコーホーム (以下「乙」という)は、下記の各条項と契約内訳書に基づいて  
工事請負契約(以下「本契約」という)を締結し、契約の証として本書2通を作成し記名押印して  
双方1通を保有することとします。

1. 工事名称 \_\_\_\_\_
2. 工事場所 (住居表示) \_\_\_\_\_
3. 工 期 (着工予定) 年 月 日 ~ (完成予定) 年 月 日  
(引渡予定) 年 月 日
4. 請負代金額 金 \_\_\_\_\_ 円

契約内訳書の内容に基づきます。

うち工事価格 金 \_\_\_\_\_ 円也  
(取引に係る消費税額を除く額)

取引に係る消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円也  
消費税率10%で算出。

5. 支払方法 契約時( \_\_\_\_\_ までに) 金 \_\_\_\_\_ 円也  
着工時( \_\_\_\_\_ までに) 金 \_\_\_\_\_ 円也  
融資実行・引渡時( 年 月 日 までに) 金 \_\_\_\_\_ 円也

6. 請負条件 工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。  
また、本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測  
できない変更が生じる場合がありますので、ご了承下さるようお願いいたします。

7. 添付書類 工事内容を補足するため次の書類を添付します。  
 住宅リフォーム工事請負契約約款  契約内訳書  契約図面  
 カタログ( \_\_\_\_\_ )  
 その他( \_\_\_\_\_ )

年 月 日

注文者(甲1) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

注文者(甲2) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

請負者(乙) 住 所 長崎県西彼杵郡時津町元村郷1212番地4  
株式会社ケンコーホーム  
氏 名 代表取締役 山下 剛 (印)

担当連絡先

( TEL:095-886-8090 )

住宅リフォーム工事  
請負契約約款

**第1条（総則）**

1. 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
2. この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

**第2条（打ち合わせどおりの工事が困難な場合）**

1. 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。
2. 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

**第3条（一括下請負・一括委任の禁止）**

あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

**第4条（権利・義務などの譲渡の禁止）**

1. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
2. 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

**第5条（完了確認・代金支払い）**

工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

**第6条（支給材料、貸与品）**

1. 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
2. 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。
3. 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

**第7条（第三者への損害および第三者との紛議）**

1. 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
2. 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責にきすべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

**第8条（不可抗力による損害）**

1. 天災その他自然的または人為的な事象であつて、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工事用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。
2. 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
3. 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

#### 第9条（瑕疵がある場合の責任）

目的物に瑕疵がある場合、請負者は民法に定める責任を負う。

#### 第10条（工事の変更、一時中止、工期の変更）

1. 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時中止することができる。
2. 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決める。

#### 第11条（遅延損害金）

1. 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。
2. 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

#### 第12条（融資利用の場合）

金融機関による融資を受けられないことが明らかになったとき（契約締結時に定めた借入れ予定額の増額を希望し、その希望額が不承認となった場合を除く。）は甲または乙は本契約を解除することができる。ただし、甲、乙協議のうえ、他の融資方法等によることができるときはこの限りではないものとする。

#### 第13条（消費税等の取扱いについて）

この契約書に記載した「取引に係る消費税額」は契約日における消費税率を基に算出したものであり、当該契約物の引渡日が消費税率改定日以降となった場合においては、当該契約物に係る消費税率は改定後の消費税率により徴収するものとする。

#### 第14条（紛争の解決）

この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

#### 第15条（補則）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

#### クーリングオフについて(説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売につきましては、この説明書・工事請負契約約款の内容を充分お読み下さい。「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって工事請負契約の解除(クーリングオフと呼びます)ができ、その効力は解除する旨の文章を發したときに生じるものとします。なお、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様からのご請求により、ご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

上記期間内に契約の解除(クーリングオフ)があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われている時は、その引取りに要する費用は当社の負担とします。また、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、すみやかにその金額を無利利息にて返還いたします。